

禁煙外来で禁煙しましょう！

令和元年7月1日から改正健康増進法が施行され、望まない受動喫煙の防止を目的とし、**行政庁舎や学校、病院などが原則「敷地内禁煙」**となります。また、来年4月1日からは**図書館、美術館、飲食店なども原則屋内禁煙**となります。さらに、この禁煙に違反をした個人については最大30万円の罰金となっております。もしこれまで、禁煙を考えつつも達成できなかった方は、この機会に禁煙外来の受診をお勧めします。

禁煙外来とは？

カウンセリングや生活指導といった精神面での禁煙サポートや、ニコチンガム・ニコチンパッチを使用したニコチン置き換え療法などによる禁煙治療を実施します。禁煙外来を利用した場合、自力での禁煙と比べて3～4倍禁煙に成功しやすくなることがわかっています。

保険適用になるの？

下記の要件を全て満たした方のみ、禁煙治療(12週間に5回の治療)に健康保険が適用されます。

①喫煙指数が200以上

喫煙指数=1日の喫煙本数×喫煙年数で計算します

※35歳未満の方は喫煙指数を問いません

②いますぐに禁煙したいと考えており、禁煙治療を受けることを文書により同意している

③ニコチン依存症を診断するテスト(TDSスクリーニングテスト)で、ニコチン依存症と診断されている

禁煙外来(完全予約制)

月曜日 9:00～12:30

火曜日 13:30～17:00



お問い合わせはこちら

【代 表】 0968-43-6611

【外来直通】 0968-44-7070